

広島県告示第四百五十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和五年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

基本測量（空中写真撮影）

当該区域の空中写真撮影及び現地画像基準点測量を実施し、数値写真を作成する。

二 作業期間

令和五年四月二十一日から令和六年三月三十一日まで

三 作業地域

三次市、庄原市、世羅町